

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭です。よろしくお願いいたします。

私も、国旗を前にしますと厳肅な気持ちになりますし、国旗を損壊されたら不快な念を持つわけでありまして。しかし、だからといって、自己保有の、自分で持っている国旗に対しても現行犯逮捕される。しかも、今議論を聞いて私も驚きましたけれども、何か勢いで作っちゃったようなイメージを私は持ちました、大変いいかげんな議論。根拠、これがきちっとあったのかというふうに疑わざるを得ない質疑でありました。

私自身は、やはり法律の罰則というのとはできるだけ少ない方がいい、どうしても必要不可欠なものに限定をして罰則はかけるといのが息苦しい社会を生まないことにつながるのではないかと、うふうに思うわけでありまして。

まずお伺いしたいのは、先ほど立法事実ということで四つの国旗損壊の事例をおっしゃいましたけれども、これは、それぞれみんな逮捕されてい

るのではないでしようか。

○勝目議員 お答えを申し上げます。

先ほど四つの事例というものを答弁しておるかと思いますが、そのように承知をしております。

○長妻委員 ということは、これは、それぞれどういう罪で逮捕されているんですか。

一回止めてください。

○山下委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

勝目君。

○勝目議員 失礼いたしました。

全て器物損壊罪ということで承知しております。

○長妻委員 立法事実として、この公の国会の場で四つの事例を挙げられて、これは全て器物損壊罪で検挙されているんですね、逮捕されているわけです。これでなぜ事足りないのか。しかも、器物損壊罪は上限が拘禁刑三年、今回議論しているのは二年ということでありまして。

これは、なぜ器物損壊罪では駄目なんでしょうか。

○勝目議員 お答え申し上げます。

器物損壊罪につきましては、まず一つは、自己所有の国旗を損壊したところで処罰されるわけではない、これが一点です。それからもう一点は、親告罪でございますので、被害者からの告訴がなければ起訴されないということでございます。

今回のこの法案につきましては、これは、保護法益を、個人法益ではなくて、国旗を大切に思うという国民感情、いわゆる社会法益に置いておる

ところでございます。ですので、自己所有の国旗であるかどうか、あるいは告訴があるかどうかにかかわらず、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊等する行為自体が保護法益を侵害する蓋然性が高いということで、処罰の対象とさせていただくものでございます。

○長妻委員 そうしたら、立法事実という観点でお尋ねします。

立法事実というのは、辞書を見ますと、ある法が存在する合理性の根拠となる社会的事実、各種の統計や世論調査、専門家の諮問など様々というふうにありますので、事実ということで四つ挙げられて、これは器物損壊罪ということなんです。では、お伺いするのは、自己所有の国旗を損壊した、そういう事例というのはどのぐらい把握しているんですか。これは最近増えているんでしょうか。

○勝目議員 自己所有の国旗損壊の数が増えているかどうかということですが、そもそも現在処罰対象としないということもありますので、報道等にも載ってこないわけでございます。

そうしたことから、自己所有の国旗の損壊事例が多発している等の事実を確認しているわけではございませんので、年間何件かといった具体的な数字をお示しすることは難しゅうございます。

○長妻委員 そうすると、ここにおられる法案提出者の中で、そういうことを見聞きました、最近でもいいんですけれども、あるいは報道でもいいんですけれども、そういう方は一人もおられないと

ということですか。もし一人でもおられたら、ちょっと紹介いただきたいんですが。

○勝目議員 現在こちらに並んでおります提出者の中では、おらないということでございます。現在こちらに在席をしている提出者においては、おらないということでございます。

○長妻委員 普通、私も国会で議員立法や法律、閣法の審議をするときに、やはり国民的に、これはちよつと問題だと社会問題になって、これは法律で取り締まる必要があるんじゃないかと機運が上がってきて、そして罰則をかける、かけないを慎重に議論をしていく。罪刑法定主義の観点から、明確な様態が分かるような形に限定をして、議論をして、法律を審議する、こういう手順なんですけれども、ちよつと今驚きましたのは、自己保有の国旗を損壊する事例を見聞きしたことも、法案提出者に誰もいない、しかも、過去の報道も含めてどなたもないということ、これは非常に根底から立憲事実がないというふうになってしまふんじゃないかなということでございます。

もう一点伺いますと、例えば、この法律がなかった場合、どういう不利益が社会や国民の皆さんに起こってくるのか。気分を害するというのはもちろんここに書いてありますけれども、それが積もりに積もって何か社会で混乱が起こって、分断化して、騒乱が起きるとか、つまり、この法律がない場合、どういう具体的な社会に、日本に不都合が起こってくるのかということをお示しいただければ。

○勝目議員 国旗を大切に思う心というのは、先

ほど長妻委員からお話ございましたけれども、これは多く国民において共有されている、そういう感情であろうと思います。

今回のこの法案において保護法益としておりますのは社会的法益ということでございますから、個別具體の、いわゆる被害者というんでしょうか、行為者自身であるとか、あるいはこれを見た者が現実には不快感、嫌悪感を覚えたか否かというものを問題にするものではございませんので、そういう社会的法益を守るための法律案だということ、御理解を賜れればと思います。

○長妻委員 不快な念を持つ国民感情ということ、先ほども申し上げましたけれども、私も国旗を損壊されたら不快な気分は持ちますけれども、ただ、ほかのものを損壊されても不快な気分を持つものというのはたくさんあります、それは。それと、憲法の二十一条の表現の自由や、憲法十九条の思想、信条の自由との兼ね合いで、それでもこれはやるべきだということなのかどうか。その根拠が、今伺いすると非常に不安定だなというふうに言わざるを得ないんですね。

国旗・国歌法制定時に、先ほども階議員から紹介がありました、具体的な答弁もあるんですね。法務大臣から、一九九九年の六月の衆議院の本会議、国旗を汚すなどした人を罰するべきかという質問に対して、国家の威信の保護の在り方として、刑罰をもって強制することが適当かどうかという根本問題があるということで拒否されておられるんですが、急に今これが出てきた背景というのは、どういう事実があるんでしょうか。

○勝目議員 今の御答弁は、御紹介があったところから察するに、それは国家の威信ということでございますので、国家的法益ということを想定しての御答弁であるかのように承りました。

今回の法案における保護法益は、先ほど来申し上げておりますように、国旗を大切に思うという感情、つまり社会的法益ということでございますので、その点の違いというものはあるということでございます。

その上で、今回の法案は、客観的、外形的なものを構成要件としておるところでございます、内心の自由に立ち入っての、そこを処罰をするということでもありませんし、また、侮辱の目的といった、目的という主観的要件をここにかませているものでもないということでございます。その点については何とぞ御理解を賜りたいというふうに思っています。

そしてまた、現在、SNSも発達をしてきている中で、国旗を損壊するということが社会にどんな流布をしていく、広がっていく、そういった対応というものも非常に懸念をされるところでございます。既に答弁もあつたかと思っておりますけれども、やはりそういったものに対する予防的措置というものも、立憲事実として、私どもとしてはしっかりと踏まえないといけないというふうに考えております。

○長妻委員 それでは、SNSで国旗を損壊した映像を見た方はいらっしゃいますか、提出者の中で。

○勝目議員 SNSでということではあれですけ

れども、テレビのニュースでは見たことがあるというような声は今ございました。

SNSは結構アルゴリズムによるものでもありますが、我々はそういうものは余り視聴しないということももしかしたらあるのかもしれないけれども、いずれにしても、そういうことでございます。

○長妻委員 テレビニュースで見たというのは、器物損壊罪ではできなかったケースですか。いつのケースですか。

○勝目議員 器物損壊罪に該当するかどうかというのは、まさに個別具体の判断の中で、刑事司法プロセスの中で判断されるものだと思いますので、テレビニュースを見た中でそれがそれに当たるのかどうかというのは、ちよつとにわかに分かりかねるということであろうと思います。

○長妻委員 先ほどSNSをすぐく強調されておられましたけれども、さつきも質疑がありました。が、ライブ配信は、公然とということで処罰対象、構成要件に当たり得るということだと思いますが、例えば、ビデオを撮って一分遅れで動画配信をする、これは当てはまらないんですか。

○勝目議員 今回の法案でございますけれども、動画を事後的に配信するといったような行為につきましては、本法案の処罰対象には当たらないというふうに考えております。

というのは、立案過程において様々議論をして御意見を承りながら、その中で、処罰範囲というもの、国旗を大切に思う国民感情を最も侵害し得る公然と損壊するという行為に限定をし、それ

を構成要件としているからでございます。動画の事後的な配信というものはここに当たらないというふうに解してございます。

○長妻委員 ちよつと矛盾だと思うんですね。保護法益については、別にライブ配信だろうがライブでなくとも同じだと思うんですね、全く同じ映像ですから。違いが分からないわけです。

SNSを相当根拠にされておられるようでありますが、そうすると、附則に検討事項がありますけれども、検討事項の中で普通の動画配信も今後は認める可能性も出てくる、こういうことですか。

○勝目議員 御指摘のとおり、本法案の附則には検討事項を掲げさせていただいております。

そうした中にありまして、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況も勘案をして、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分な規定となっているかどうかといった観点から検討を加えるということになってございます。

特段の方向性を今出しているわけではございませんが、こうした観点での検討を行うこととしております。

○長妻委員 そして、もう一つ、一番大きいのが、今回の法案というのは、皆さんもおっしゃっておられますけれども、外国国章損壊罪とのバランスですね、それはあるのに、自国の国旗はないということ。

高市首相も、二〇二一年にこういうことをおっしゃっておられます、外国国旗損壊と同等の刑罰をもつてしっかりと対応することが重要であると

いうふうにおっしゃっておられる。

ただ、さっきの答弁にもあったとおり、外国国章損壊罪は、自己保有は処罰をしない、通説。かつ、公的な掲揚をする、公的な場所にそれが掲揚されている、掲げられているということでない構成要件に当てはまらないということなんです。が、国章というのが入っているんですね。

国章、これは国旗のみならず、いろいろな国家を象徴するようなものということだと思いますが、そうすると、例えば日本というところ、お伺いすると、恐らく菊の御紋なども国章なのではないかというふうに聞きました。これは、将来、そういうところにも検討事項として拡大する可能性というのはあるわけですか。

○勝目議員 お答えを申し上げます。

この法律案要綱におけます附則の検討条項でございますけれども、映像に関するインターネット等の利用の状況、そして公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものになっているかどうかといった観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとするというふうになっておりますので、こうした観点から、そのときにおいて判断をされるものと思います。

○長妻委員 例えば、菊の御紋のような、外国国章損傷罪とのバランスでいえば、これは国章も入っているわけですから、国旗のみならず、外国のシンボルも入っているわけですから、菊の御紋と

いうのも検討対象として否定はされないということですね。

○山下委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

提出者勝目君。

○勝目議員 失礼いたしました。

お答えを申し上げます。

現在、この附則の書き方が、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうかというふうに書いておりますので、現時点では国旗を対象とするというふうに考えておりますけれども、そのときにどういった事態になっているかというところを踏まえて、総合的にその時点で判断をされるものと承知をしております。

○長妻委員 検討、入っているのか入っていないのか。

○勝目議員 立法者といまして、この附則に書いてあるのは、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものになっているかどうかというのが観点でありますから、一義的には、国旗ということを現時点では想定しているということでございます。国旗と書いているということですから。（長妻委員「入っていないんですか」と呼ぶ）国旗というのは、国章の中の、国章よりも狭い概念でございます。

○山下委員長 質疑者は指名されてから質問してください。（発言する者あり）
じゃ、国旗以外の国章は入るのかについて、提

出者勝目君。

○勝目議員 提出者といましては、現時点では、国旗以外の国章は入らないというのが、この法文上解される場所だと思っております。

○長妻委員 ちよっと曖昧な、今何かこの場で議論したということで、非常に私は今の答弁を聞いても、私も、もちろん国章も不快になりますよ、損傷、損壊されれば。ただ、それでは何でもかんでも、どんどんどんどん広がっていく可能性が否定できないような、非常に不安定な答弁だと思うんです。

外国国章損壊罪については、もう御存じだと思いますが、立法事実があるということで、一八九一年、明治二十四年の大津事件、ロシアの皇太子が来日されたとき、大津で切りつけられたということで、これを契機に旧刑法に入れて、今引き継がれている。そのときの趣旨としては、他国の象徴である国旗や国章を損壊する行為は、深刻な外交摩擦、最悪、国際紛争、武力衝突に結びつく、外交上の危機管理の観点からこれを入れたというようなことが資料に残っているわけです、これは親告罪ではありますけれども。だから、親告罪なんです。

ところが、今回の法案というのは、明確な立法事実というのがなかなか見当たらないというふうなちよつと言わざるを得ないわけです。
表現の自由との関係でお尋ねいたしますけれども、これは内容中立規制なのか内容規制なのか。これはいかがでしょう。

○勝目議員 お答えをいたします。

本法案は、国旗の損壊等の行為によってなされる表現、メッセージの内容とは全く無関係にそのような行為がもたらす弊害、これは、つまり、国旗を大切に思う国民感情に対する侵害を防止するためのもので、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる方法で公然と損壊等を行うという客観的な行為態様を構成要件とするものでございます。

方法に該当するかどうかの判断については、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な……（長妻委員「内容中立規制か内容規制か、どっちですか」と呼ぶ）今申し上げます。客観的な事情に基づいて行う旨を定めておりますから、表現やメッセージの内容に着目をした内容規制ではないと考えております。

○長妻委員 ただ、表現の自由を規制できる場合は、内容中立規制は、例えば、夜中にいろいろな大きな音でいろいろなことをする、こういう内容にはかわらず、手段、あるいは態様規制と言われておりますけれども、迷惑ということ。ただ、内容規制の場合は、見解などを、あるいは主題規制もありますけれども、これを規制していくということ、今回、内容規制ではないとおっしゃいましたけれども、例えば、国旗を損壊する場合、そこに非常に好意的なメッセージを書く場合と、好意的でないメッセージをそこでマジックインキで書く場合と、これは、本法案の構成要件というのは変わってくるわけですよ。

○勝目議員 先ほど来申し上げておりますように、今回の法案によって対象とするものというのは、表現の内容ではなくて行為そのものであります。こ

れもまた、客観的な事情に基づいて判断することになっております。

○長妻委員 そうすると、例えば、日の丸を埋め尽くすような寄せ書きと、日の丸にバツテンをつけるもの、これはそれぞれ違うわけですね。

○勝目議員 したがいまして、今おっしゃったような、内容に着目するのではなくて、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる方法で公然と損壊、除去、汚損するという、この客観的な行為態様でもって、それが構成要件になってございますので、そういう表現の内容に着目をする法律ではないということでございます。

○長妻委員 とはいいいながら、結局は、国旗損壊といったときに、善意で寄せ書きをしたものまで処罰するとは私は思えないですね。寄せ書きも処罰するということは私は思えない。皆さんもたしかそういうことをおっしゃっておられたと思います。そういう意味では、内容規制に限りなく私は近いんじゃないかと。

例えば、かつてSNSでこういう言葉が流布されました、保育園落ちた、日本死ねと。かなりきつい言葉であります。日本死ねだけ聞けば非常に厳しい言葉だと思いますが、その背景とか社会的状況を感じて、これが一定の共感を得て、その後、待機児童の減少につながった、こういう一つのムーブメントのきっかけにもなったと私は承知しているんです。

これは国旗とは関係ありませんけれども、本当にいろいろな思いを持って、国旗に対して政治的なメッセージとしていろいろなことをされるとい

うことについても、今回はもちろん取り締まるということになるわけですかね。

○勝目議員 委員が御紹介された、保育園落ちた日本死ねというところからいろいろな動きがあったということは私も承知しております。

繰り返しになって大変恐縮ですが、今回の法案は、表現の内容に立ち入って、それを構成要件として処罰するというものではありませんので、あくまで損壊のまさに外形的な行為、そこに着目をするものでございます。ですから、人に著しく不快、嫌悪の情を催させる方法で公然と損壊、除去、汚損するというのが構成要件でありますから、何が書かれているかという表現の内容は構成要件にはなっていないということ、これは重ねて申し上げたいと思います。

○長妻委員 そういう意味では、当然これは含まれるわけですね、政治的なメッセージなどについても。

もう一つ、今日、警察も来ていただいておりますけれども、お尋ねしたいのは、今回の法案というのは、私もお話を伺いしてみますと、例えば、自宅で国旗を損壊をしてそれを外に持ち出すという場合は処罰されないというふうに聞いておりますけれども、となると、損壊した場所というのが非常に重要になってくるわけですし、あるいは、まだ損壊されていない国旗でも、外でデモ隊などが持っている場合、それが損壊されるのかどうかというところに着目した捜査とか監視というのが、この法案が仮に成立したら出てくるのではないかなと思うんです。

警察にお伺いしますが、仮にこの法案が成立した場合は、何か監視や着目点というのは変わるんでしょうか。

○千代延政府参考人 お答えいたします。

まず、現在御審議中の議員立法についてのお尋ねでございますので、その内容を前提とした御質問にお答えすることは困難であることにつきまして御理解いただければと思います。

その上で、一般論として申し上げますと、警察としては、先ほどデモ等というお話がございましたけれども、デモ等に伴い違法行為や事故が発生するおそれがあることなどから、それらを未然に防止するために、必要な警備措置を講じたり必要な情報収集を行ったりする場合がございます。

こうした警察活動は、一般的には、特定の犯罪を念頭に置いているというより、その時々的情勢に応じて発生し得る様々な違法行為や事故の可能性を念頭に置いて行っているものであるところ、現在のデモ等に対する警察活動の在り方が直ちに変わるものとは現時点では考えておりません。

○長妻委員 当然、直ちに変わるわけではありませんけれども、もちろん、この法律ができれば着目をして捜査をされるというふうに事前にはお伺いしました。

これは自民党の中でも異論が上がっていると聞いておりまして、六月十二日号の雑誌で岩屋毅さんがインタビューに応じておられて、非常に私の気持ちとはほぼ同じことをおっしゃっておられて、見識の深さを感じるわけでありまして、今回のことをおっしゃっているんですね、今回の

国旗損壊法について。

そもそも、立法の動機そのものが純粋な法益保護ではなく、一部の政治的主張や特定の支持層へのアピールから始まっていると言わざるを得ない、そこに大いなる憲法上の懸念を抱くと。

そして、もう一つおっしゃっておられるのは、かつてのように国民の思想統制の道具に、この国旗損壊罪がまかり間違えば悪用されるおそれすらあります。法益の曖昧な刑罰の新設は国家権力の肥大化につながり、近代立憲主義の理念に背反すると思います。最大の懸念は、内心の自由や表現の自由への深刻な萎縮効果です。どういう形状なら国旗と認定されるのか、どこからが損壊や汚損に該当するのか。アートや風刺における表現の境界線はどこか。本来なら国民が心配する必要のない細部に至るまで国家の視線を意識せざるを得なくなる。エスカレートしていくと、なぜあそこの家は国旗を掲げないのかという相互監視の同調圧力へと発展しかねません。国旗が自然な敬愛の対象から処罰の対象へと変容すれば、日本が戦後培ってきた自由主義、民主主義の土台が掘り崩されていく端緒になりかねないとおっしゃっておられるわけです。

こういう非常に心配の声が、自民党の中からもこの方以外にも上がっていると聞いております。石破首相からも、六月六日の番組で、刑罰をもつて臨むことなのか、法理論的に余り正しくない、保護法益が明確でないと。私も同感であります。

ちよっと配付資料をお配りしました。これは戦前の新聞記事の抜粋ですが、一九三八年から、国

旗に対して相当神経質に国がなってきた。これは、国家精神総動員ということで、国がスローガンを掲げて、二ページ目を御覧いただきますと、これは対米戦争が始まる三年前の新聞であります。「白地に赤き純潔の『日の丸』を守れ！ 国旗冒涇者が意外に多いと県が検閲標準を定む」。一ページ目を御覧いただくと、「『日の丸』を濫用するな カフエーやバーの宣伝マツチ 内務省断乎乗出す」「『尊厳を高めよ』」ということで、国旗の印をマツチのところに描いたりしてけしからぬ、尊厳を守れということが出てきました。三ページ目ですけれども、「『日の丸広告』にお灸 県でもキツイお達し」というようなことが出てまいりました。四ページ目は、「日章旗に文字を書き込んではいけません」ということで、こういう話が出てくると、皆さんは限定限定、客観的とおっしゃいますけれども、やはり萎縮効果が上がってくる、大きくなってくるんじゃないかなと私は心配するんですね。

かつての日本は、言うまでもないことですけれども、かなり空気がつくり上げられて、一旦一方的な空気がつくり上げられると、やはりそこに、ぎゅっと極端な方向に行ってしまう。非常に日本は同調圧力の強い国でありますので、そういうことも考えながら、声を上げやすい社会にしてい、異論を排すのではなくて、声を上げやすい社会にしてい、余りにも萎縮効果を高めるようなことは極力防いでいく、必要やむを得ないときは罰則を、明確に構成要件を決めてかけていくということが私は原則で、我が国が道を誤らない最も重要

なことだというふうに思っているんです。

アメリカの話も先ほど出ましたけれども、米国も、調べてみますと、国旗損壊罪という法律があるわけですが、これが違憲判決が出てしまったんですね。連邦最高裁が、逮捕についても、国旗損壊行為の処罰は表現の自由を規定する合衆国憲法に違反するとの判決を下して、確定している。国旗損壊行為を処罰する法律は、存在はしているけれども、実際には存在していないことと同じ状況になっているということです。

保守派の裁判官が、最高裁判事がこういうことをおっしゃっているということも紹介がありました。この方は、私は疑いなく愛国主義の保守派であり、国旗を燃やすことを嫌悪している、私が王だったら処罰する、しかし、政府、議会、裁判所、そして国家や国旗さえも侮辱する権利を保障しているのが憲法であるという言葉を残している。愛国主義の自身の立場よりも、米国は王でなく憲法が支配する国だという基本理念を優先させていた、こういうような紹介があるわけであります。

是非、国民の皆さんが萎縮しないように、きちつとした議論、明確な根拠、そして明確な立法事実、これを示していただくということが何よりも重要だというふうに考えております。どうもありがとうございます。